診　断　書　作　成　例

|  |
| --- |
| 　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　男・女年　　　月　　　日生（　　　　　歳）住所 |
| 　上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。　診断にあたっての根拠　　所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）　　１．各種検査　　　長谷川式認知症スケール（□　　　点（　　　　　年　　　月　　　日実施）　□　実施不可）　　　ＭＭＳＥ　　　　　　　（□　　　点（　　　　　年　　　月　　　日実施）　□　実施不可）　　　脳の萎縮または損傷の有無　　　□　あり　⇒（□　部分的にみられる　　□　全体的にみられる　　□　著しい　　□　未実施）　　　□　なし　　　知能検査　　　その他　　２．短期間内に回復する可能性　　□　回復する可能性は高い　　□　回復する可能性は低い　　　□　分からない　　　（特記事項）　　３．判断能力について（１）見当識の障害の有無　　　　□　あり　⇒（□　まれに障害がみられる　　□　障害がみられるときが多い　　□　障害が高度）　　　　　□　なし　（２）他人との意思疎通の障害の有無□　あり　⇒（□　意思疎通ができないときもある　　□　意思疎通ができないときが多い　　□　意思疎通ができない）　　　　　□　なし　（３）理解力・判断力の障害の有無□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　　□　問題があり程度は重い　　□　問題が顕著）　　　　　□　なし　（４）記憶力の障害の有無□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　　□　問題があり程度は重い　　□　問題が顕著）　　　　　□　なし　（５）その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載）　参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　病院又は診療所の名称・所在地

　　担当診療科名

　　担当医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記載要領

この様式は、建設業許可に関する欠格要件である「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）」に該当しない旨の判断に必要とする書類で、「契約の締結及び

履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨及びその根拠」の記載が必要です。

根拠として、下記の点を記載すること。

Ａ 医師的診断

・診断名

・所見（現病歴、現在病、重症度、現在の精神状態と関連する既住症、合併症など）

・各検査結果（長谷川式認知症スケール、ＭＭＳＥ、脳の萎縮または損傷の有無、知能検査など）

・短期間内に回復する可能性

Ｂ 判断の能力についての意見

・見当識の障害の有無

・他人との意思疎通の障害の有無

・理解力・判断力の障害の有無

Ｃ 参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

※注意点

・「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」により、「成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨」を確認できる者は提出不要です。

・株主、出資者、顧問、相談役（役員、令３条使用人を兼ねる者を除く）は提出不要です。

・診断書の有効期間は発行後３ヶ月です。これを過ぎた診断書は受付できません。